

入 札 公 表 書

明日香村が発注する下記の物品について、明日香村物品調達等条件付き一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告します。

令和7年 7月28日

明日香村長 森川 裕一

第1 入札に付する調達

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 業 務 番 号 | 令和7年度 第371号 |
| (2) 業 務 名 | 樹木粉砕機購入事業 |
| (3) 業 務 場 所 | 明日香村内 |
| (4) 業 務 種 別 | 物品の販売（農業用資機材類） |
| (5) 業 務 概 要 | 別紙仕様書のとおり |
| (6) 期 間 | 契約締結日の翌日から令和8年1月30日まで |
| (7) 最低制限価格 | 設定なし |
| (8) 低入札価格調査 | 適用なし |
| (9) 入札保証金 | 免除 |
| (10) 支 払 条 件 | 前金払 なし
部分払 なし |

第2 入札参加資格

明日香村入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たしている者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 明日香村の競争入札参加資格を有し、「農業用資機材類」に登録があること。
- (3) 明日香村から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。

第3 仕様書等に関する質疑回答

- (1) 仕様書等に関して質疑があるときは、質疑応答書（明日香村のホームページからダウンロードしてください。）により下記の日時及び方法で提出して下さい。

日 時	令和7年7月31日（木）	午前9時から午後5時まで
方 法	ファックス（ファックス番号 0744-54-2440）により提出して下さい。	
その他	指定する日時及び方法によらない質疑には回答いたしません。	
- (2) (1)の質疑については、次のとおり回答します。

日 時	令和7年8月5日（火）
場 所	ホームページにより回答

第4 入札書等の郵送方法

入札参加希望者は、入札書（明日香村のホームページからダウンロードしてください。）を一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、明日香郵便局へ局留扱いで、開札日の前日（令和7年8月18日（月）までに到達するように郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する費用は入札参加希望者の負担とします。

第5 開札日時、場所及び傍聴方法

- (1) 開札は、下記の日時及び場所で行います。

日時 令和7年8月19日（火） 午前11時25分

場所 明日香村役場 2階災害対策室

- (2) 開札の傍聴を希望される方は、明日香村競争入札傍聴要領に基づき、開札日前日の午後5時までに総務財政課に申込みをして下さい。傍聴は先着順とし、定員（5人）になり次第締め切ります。

また、入札をした者が傍聴の申込みをした場合は、開札立会人を依頼することがあります。

第6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 虚偽の申請を行った者がした入札
- (3) 同一事項の入札について2通以上の入札書等を提出した者の行った入札
- (4) 指定された入札方法によらない入札
- (5) 期限までに到達していない入札
- (6) 入札に関し不正な行為をした者が行った入札
- (7) 明日香村郵便入札心得第8条に該当する入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

第7 入札結果の公表

入札の結果については、役場の入札掲示板への掲示及び明日香村のホームページへの掲載で公表します。

第8 その他

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を減算した金額を入札書に記載するものとします。
- (2) 入札回数は1回とします。
- (3) 書類は、原則としてA4判とします。
- (4) この通知に定めのない事項については、明日香村契約規則、明日香村物品調達等条件付き一般競争入札要領、明日香村郵便入札心得及び関係法令等によるものとします。